

野田市省エネ家電製品買換促進補助金交付要領

令和5年7月5日制定

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うエネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、その費用負担を軽減するために省エネ性能の高い省エネ家電製品を買い換えた市民（市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止に寄与するとともに、電気料金の負担軽減による生活者支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「省エネ家電製品」とは、電気冷蔵庫、エアコンディショナー又はテレビジョン受信機（以下「冷蔵庫等」という。）であって、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 電気冷蔵庫 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上であるもの。
- (2) エアコンディショナー 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2027年度）が100%以上であるもの。
- (3) テレビジョン受信機 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2026年度）が80%以上であるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、自らが居住する市内の住宅において使用していた冷蔵庫等（これらの製造年が平成25（2013）年以前であるものに限る。）を、当該住宅において自らの生活の用に供するため、市内の店舗において新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）かつ同一の種類省エネ家電製品に買い換えた市民で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該市民が市税を滞納している者であるとき。
- (2) 当該市民が既にこの補助金の交付決定を受けているとき、又は当該市民の属する世帯の他の構成員がこの補助金の交付決定を受けているとき。
- (3) 当該市民の属する世帯の構成員に、野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者が含まれるとき。

（補助対象経費及び補助金額等）

第4条 補助対象経費は、前条の買換えに要した省エネ家電製品の購入費用（省エネ家電製品の本体価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）に限る。以下「省エネ家電製品の購入費用」という。）とする。

- 2 補助金の交付を受けることができる省エネ家電製品の台数の上限は、省エネ家電製品の種類ごとに1台とする。
- 3 補助金の額は、省エネ家電製品1台につき、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、50,000円を上限額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月29日までに、野田市省エネ家電製品買換促進補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (2) 市税に滞納がないことを確認できる書類（市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (3) 省エネ家電製品の購入費用がわかる領収書等（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し
- (4) 省エネ家電製品の保証書（省エネ家電製品の製造者が発行したものに限る。）の写し
- (5) 取付工事注文書、配送注文書その他の自らが居住する市内の住宅に買い換えた省エネ家電製品を設置したことが確認できる書類の写し（取付工事及び配送を業者等に依頼せず行った場合は、自らが居住する市内の住宅に

買い換えた省エネ家電製品を設置したことの誓約書)

- (6) 買換え前の冷蔵庫等を処分した際の家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し
 - (7) 買換え前の冷蔵庫等の設置状況が確認できる写真及び当該冷蔵庫等に貼られている製造者、型番及び製造年等が記載されているステッカーの写真
 - (8) 買換え後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真及び当該省エネ家電製品に貼られている製造者、型番及び製造年等が記載されているステッカーの写真
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、省エネ家電製品の種類ごとに、1世帯につき1回に限り行うことができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、野田市省エネ家電製品買換促進補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は前条の規定により補助金の交付をする決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

（処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった省エネ家電製品を、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供し（以下「処分」という。）てはならない。ただし、当該交付の決定の日から2年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、野田市省エネ家電製品買換促進補助金財産処分承認申請書（別記第3号様式）により市長にその旨を申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認の可否を決定し、野田市省エネ家電製品買換促進補助金財産処分承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 前項の場合において、市長の承認を得て第1項の省エネ家電製品を処分することにより収入があった場合には、交付された補助金の額の範囲内において、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 前条の規定は、第1項の規定に違反して省エネ家電製品を処分した者について準用する。

（交付決定を受けた者の協力）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、省エネ家電製品に買い換えた効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和5年8月1日から施行し、同日以後に買い換えた省エネ家電製品の購入費用について適用する。

（失効）

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 3 前項に規定する日において、現にこの要領に基づき交付決定を受けている補助金に係る当該交付決定の取消し及び返還、交付対象となった省エネ家電製品の処分の制限並びに協力の求めに係る規定については、この要領の失効後もなおその効力を有する。